

【各種申請に係る審査基準】

(1) 組合員以外の者が事業を利用する場合の許可（法第 12 条第 3 項ただし書及び同条第 4 項）

法令上の要件（法第 12 条第 5 項並びに消費生活協同組合法施行規則（以下「法施行規則」という。）第 9 条、第 10 条及び第 11 条）

- 1 行政庁は、法第 12 条第 4 項第 2 号又は第 3 号の員外利用の許可の申請があった場合において、組合がその組合員以外の者に物品の供給事業（物品を加工し、又は修理する事業を含む。）を利用させることによって中小小売商の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、員外利用の許可をしてはならない。
- 2 法第 12 条第 4 項の「厚生労働省令で定める割合」は、法施行規則第 9 条の規定による。
- 3 法第 12 条第 4 項第 3 号の「厚生労働省令で定める事業」及び「厚生労働省令で定めるところにより利用させる場合」は、法施行規則第 11 条の規定による。

審査基準

設定しない。（法令に具体的な要件が定められているため）

標準処理期間

10 日

(2) 定款を変更する場合の認可（法第 40 条第 4 項）

法令上の要件（法第 40 条第 7 項により準用する法第 58 条）

次の場合以外は認可する。

- ① 法第 2 条第 1 項各号に掲げる要件（組合基準）を欠く場合
- ② 定款変更の手続、定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する場合
- ③ 組合が事業を行うに必要な経営的基礎を欠く等その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められる場合

審査基準

- 1 設立認可の審査基準に準ずる。
- 2 『消費生活協同組合模範定款例』の一部改正について
(平成 27 年 4 月 28 日 社援発 0428 第 10 号 厚生労働省社会・援護局長通知)

標準処理期間

10 日

(3) 共済事業規約を設定、変更、廃止する場合の認可（法第 40 条第 5 項）

法令上の要件（法第 40 条第 7 項により準用する法第 58 条）

次の場合以外は認可する。

- ① 法第 2 条第 1 項各号に掲げる要件（組合基準）を欠く場合
- ② 規約の変更の手続、規約若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する場合
- ③ 組合が事業を行うに必要な経営的基礎を欠く等その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められる場合

審査基準

- 1 設立認可の審査基準に準ずる。
- 2 「共済事業向けの総合的な監督指針の策定について」
(平成 20 年 3 月 31 日 社援発第 0331005 号 厚生労働省社会・援護局長通知)
- 3 「自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律（消費生活協同組合法関係）」及び「消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令」の施行について
(平成 8 年 12 月 2 日 社援地第 101 号 厚生省社会・援護局長)
- 4 法施行規則第 55 条に準ずる。
「消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する等の省令及び消費生活協同組合法施行規程について」(平成 20 年 3 月 28 日 社援第 0328044 号 厚生労働省社会・援護局長通知)

標準処理期間

10 日

(4) 消費生活協同組合を設立する場合の認可（法第 57 条第 1 項）

法令上の要件（法第 58 条）

次の場合以外は認可する。

- ① 法第 2 条第 1 項各号に掲げる要件（組合基準）を欠く場合
- ② 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する場合
- ③ 組合が事業を行うに必要な経営的基礎を欠く等その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められる場合

審査基準

- 1 ここでいう経営的基礎とは人的及び物的基礎をいうものであり、事業の目的を達成することが著しく困難であるかどうかは、社会通念に従って、客観的に判断する。(昭和 29 年 4 月 28 日 厚生省発社第 66 号 厚生事務次官通知)
- 2 上記③については、おおむね次の観点において判断する。
 - ア 組合員数
 - その行う事業の種類によっても異なるが、地域において生鮮食料品等生活必需品の供給事業を行う組合にあっては、原則として 2,000 人以上が加入する見込みが確実であること。(昭和 45 年 7 月 16 日 社生第 61 号 厚生省社会局長通知)
 - 主として供給事業等を行う組合は、組合員数は原則として 2,000 人以上が加入する見込みが確実であること。(平成 3 年 11 月 7 日 社生第 124 号 厚生省社会局生活課長通知)
 - イ 出資一口の金額
 - その行う事業の種類によって所要額は異なるが、原則として 5,000 円以上とする。(昭和 45 年 7 月 16 日 社生第 61 号 厚生省社会局長通知)
 - 主として供給事業等を行う組合は、1 人あたりの出資金が 5,000 円以上であること。(平成 3 年 11 月 7 日 社生第 124 号 厚生省社会局生活課長通知)
 - 事業活動の種類、事業量等に見合った相当の額であることが必要であり、特に供給事業を主として行う地域組合、医療事業又は住宅事業を主として行う組合及び大学を職域とする組合にあっては、原則として 5,000 円以上とすること。なお、組合の事情により出資一口の金額を 5,000 円以下とすることも差し支えないが、

この場合にあっても組合員1人当たりの出資金額は原則として5,000円以上とすること。(昭和62年6月30日 社生第77号 厚生省社会局生活課長通知)

ウ 設立の趣旨、事業内容、事業計画は、法の趣旨に照らし適正なものであること。また、当該事業計画に基づいた資金計画は適正かつ実現可能なものであること。(平成3年11月7日 社生第124号 厚生省社会局生活課長通知)

エ 事業内容、事業計画、組合員数等から勘案して、将来にわたり安定的な事業継続が見込めること。(平成3年11月7日 社生第124号 厚生省社会局生活課長通知)

オ 医療事業を行う組合(以下「医療生協」という。)

他の事業を行う組合と同じく組合員の相互扶助組織であり、組合員の利用が原則であるので、医療生協の設立にあたっては、診療規模等事業計画に見合った加入予定者(賛同者)が確保されていることを要件とすること。(昭和62年6月30日 社生第77号 厚生省社会局生活課長通知)

カ 定款上の事業の種類については、事業内容、事業計画等に基づき、実施が予定されている事業のみとすること。(平成3年11月7日 社生第124号 厚生省社会局生活課長通知)

キ 組合の区域は、事業計画に照らして確実に事業活動を見込める区域であること。なお、区域は、定款において具体的に特定すること。(平成3年11月7日 社生第124号 厚生省社会局生活課長通知)

ク 総代定数については、消費生活協同組合模範定款例に則り定款において定めること。なお、組合員数等の変動に備え定数に幅を持たせる場合には、定款に定める定数の範囲内において別途規約において定めることもさしつかえないこと。特に、供給事業等を主として行う地域組合の総代定数については、原則として次の基準によること。

(平成3年11月7日 社生第124号 厚生省社会局生活課長通知)

組合員数	総代定数
5,000人未満	100人以上
5,000人以上 1万人未満	150人以上
1万人以上 3万人未満	200人以上
3万人以上 5万人未満	250人以上
5万人以上 7万人未満	300人以上
7万人以上 10万人未満	400人以上
10万人以上	500人以上

ケ 住宅事業を行う組合の設立については、組合の本旨を逸脱せず、かつ、次の各事項に適合しているものについて認可するものとする。(昭和37年8月27日 社発第563号 厚生省社会局長通知)

- 住宅事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、住宅事業の資金が他に流用されるおそれのないこと。
- 組合員が平等に住宅事業を利用しうる体制が整備されていること。
- 住宅事業利用の効用を過大に宣伝する等、当該事業の執行に不当な手段を用いるおそれのないこと。
- 住宅事業を安定的に経営するに必要な数の組合員が確保される見通しがあること。
- 事業計画が堅実であり、かつ、事業計画達成の裏付けとなる資金の調達について

て明確な見通しがあること。

- 住宅事業と他の事業とをあわせ行う場合にあつては、住宅事業の担当部門を他の事業の担当部門から区分させる見通しがあること。
- 組合が自ら建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による建設業又は宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）による宅地建物取引業を営む場合には、それぞれの法律による登録を受けているか、又は受ける見通しが確実であること。

3 『消費生活協同組合模範定款例』の一部改正について」

（平成 27 年 4 月 28 日 社援発 0428 第 10 号 厚生労働省社会・援護局長通知）

標準処理期間

20 日

(5) 消費生活協同組合を解散する場合の認可（法第 62 条第 2 項）

法令上の要件（法第 62 条第 1 項及び第 3 項により準用する法第 58 条）

- 1 総会の議決（法第 62 条第 1 項第 1 号）又は目的たる事業の成功の不能（法第 62 条第 1 項第 3 号）
- 2 次の場合以外は認可する。（法第 62 条第 3 項により準用する法第 58 条）
解散の手續、定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する場合

審査基準

設定しない。（法令に具体的な要件が定められているため）

（平成 6 年 8 月 31 日 社援地第 104 号 厚生省社会・援護局地域福祉課長通知）

標準処理期間

20 日

(6) 存立時期の満了によって解散した消費生活協同組合が継続する場合の認可（法第 63 条第 1 項）

法令上の要件（法第 63 条第 1 項及び第 3 項により準用する法第 58 条）

- 1 存立時期の満了によって解散した場合、組合員の 3 分の 2 の同意を得て、存立期間満了の日より一ヶ月以内に申請
- 2 次の場合以外は認可する。
 - ① 法第 2 条第 1 項各号に掲げる要件（組合基準）を欠く場合
 - ② 継続の手續、定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する場合
 - ③ 組合が事業を行うに必要な経営的基礎を欠く等その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められる場合

審査基準

設定しない。（法令に具体的な要件が定められているため）

（平成 6 年 8 月 31 日 社援地第 104 号 厚生省社会・援護局地域福祉課長通知）

標準処理期間

20 日

(7) 消費生活協同組合が合併する場合の認可（法第 69 条第 1 項）

法令上の要件（法第 69 条第 2 項により準用する法第 58 条）

- 1 総会における議決（法第 62 条第 1 項第 4 号）
- 2 次の場合以外は認可する。（法第 69 条第 2 項により準用する法第 58 条）
 - ① 法第 2 条第 1 項各号に掲げる要件（組合基準）を欠く場合
 - ② 合併の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する場合
 - ③ 組合が事業を行うに必要な経営的基礎を欠く等その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められる場合

審査基準

設定しない。（法令に具体的な要件が定められているため）

（平成 6 年 8 月 31 日 社援地第 104 号 厚生省社会・援護局地域福祉課長通知）

標準処理期間

20 日